

新座市犯罪被害者等支援条例（素案） への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月8日（木）～令和5年1月7日（土）

◆ 提出者数・意見数：3人・6件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

| 指摘箇所 | 提出された意見 | 意見に対する市の考え方 | 市の方針 |
|----------------------|--|---|------|
| 1 (見舞金の支給) 第8条 | 基本的政策に見舞金の支給案が記載されており、「犯罪行為により障害を負った者に対し支給」となっているが、年齢に係らず被害者が見舞金の管理を行うのか。 また、未成年の子供に対する親からの虐待などの場合、治療費目的だと理解できるが「障害見舞金」に加害者が関与できない仕組みが必須ではないか。 | 見舞金等の支給は犯罪被害者へ支給することとしています。が、未成年等で法定代理人がいる場合は、振込先をその方へ指定いただくことも想定しています。 また、見舞金の支給制限として、加害者が親族である場合は支給対象から除くことを本条例の施行規則で定める予定です。 | △ |
| 2 — | ちょうどこの間テレビで犯罪被害者の方々がその後どんなに大変な生活をされているかが取り上げられており、いつ自分や家族が犯罪に巻き込まれるかわからない時代、新座市でもこのことに取り組んでいることを知りホッとした。どうか被害者の方々が平穏な生活をもり戻すときまで息の長い支援をお願いします。 | 頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 | — |
| 3 — | 加害者やメディアに住所が特定された犯罪被害者が、逆恨みに怯えて暮らしたり過剰な取材攻勢による心身の疲弊を防止する目的で引っ越し費用をを肩代わりまたは補助する仕組みの重要性を感じる。 特に強姦や恐喝やストーカーといった特定の人物を意図的に何度も狙う可能性の高い犯罪に巻き込まれた犯罪被害者は家の中でさえ気を抜けない状態が続くことになる。 | 犯罪被害者等の居住の安定は必要な支援の一つと考えていますが、まずは犯罪被害者等に対する見舞金等の支給を含めた支援体制の構築が重要と考えておりますので、現段階で居住に対する施策を講じる予定はありません。 しかし、今後、犯罪被害者等へ総合的に支援を行う中で、必要となる支援のニーズや他市の支援状況等を調査研究してまいります。 | △ |
| 4 — | 新座市犯罪被害者等支援条例に「犯罪被害者等支援計画」を策定する旨の条文を入れるべき。 | 本条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、犯罪被害者等支援計画を策定する条文は記載しませんが、頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、条例では、市の責務として、「犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことを規定してまいります。 | — |
| 5 — | 条例制定後、「犯罪被害者等支援計画」を策定していくなど具体的な施策を推進するなかで作成する文書のなかで、犯罪によって脳を損傷した後遺症で高次脳機能障害が残った方への相談について、漏れずに入れていただくをお願いします。 | 犯罪被害者等支援計画を策定する予定はありませんが、作成する際は検討させていただきます。 | △ |
| 6 — | 今後、具体的な施策を展開するなかで、新座市として犯罪被害者等に提供できる「被害者支援ノート」のような配布物を作ってほしい。 | 犯罪被害者等へは、警察署から被害者等へ、必要とする情報を掲載した冊子として、被害者の手引を配布していることから、本市において被害者支援ノートを作成する予定はありません。 なお、埼玉県等が作成する資料で、本市でも配布できるものについては、配布を行っています。 | △ |